

經濟論叢

第七十八卷 第五號

經濟外的強制について……………山岡亮一(1)

ヒルファーディングの帝國主義論(2)……………静田均(20)

過渡期經濟の若干の諸問題について……………金鍾碩(36)

運送貿易とイギリス海運業の確立……………山田浩之(52)

[昭和三十一年十一月]

京都大學經濟學會

「經濟外的強制」について

山岡亮一

經濟外的強制の問題は、スターリンの「ソ同盟における社会主義の經濟的諸問題」の第八「その他の諸問題」のなかで、「經濟外的強制は地主—農奴所有者の經濟的權力を強化するに役立ったけれども、しかし封建制度の基礎であったのは經濟外的強制ではなく、封建的土地所有である」とのべられたことよって、あらためて大きく学界の注意をひくにいたった。ソ同盟歴史学会の「封建社会の基本的經濟法則」に関する諸論文並に討論、或はソ同盟「經濟学教科書」に見られる「封建社会の生産關係の基礎」の規定がそれであり、わがくににおいても、小池基之氏の昨年度土地制度史学会秋季學術大会における報告「改革後における土地所有の性格」、並に「經濟学教科書」における經濟外的強制その他について（「經濟評論」昭和三〇年九月号）、徳増栄太郎氏「封建制度と經濟外的強制」（「エコノミア」昭和二九年五月号）並に「『封建制度と農奴に対する不完全所有』についての観点」（「經濟評論」昭和三〇年六月号）、栗原百寿氏の「農業問題入門」第二章「先資本主義的農業の諸問題」第五節「封建的土地所有と經濟外的強制」、福富正実氏の「封建的所有と經濟外的強制をめぐる經濟的諸問題」（「經濟論叢」昭和三〇年八月号）、

拙稿「封建社会の基本的経済法則」覚え書」（山岡・木原編「封建社会の基本法則」所収）等が主として経済外的強制の問題をとりあげている。

特にわがくにおいて、はなやかにくりひろげられたいわゆる封建論争が、窮極において、経済外的強制の実証の問題の論争のなかにその姿を没したかたちをとったことに對する反省は、まず経済外的強制を明確に把握する必要をわれわれにせまるのであるが、上述の諸論稿はある程度までその要請に答えているものといわねばならない。しかもなお、この問題に關して明確をかく点が少ないから存在することは、うたがいをいれぬところであり、これらの諸点について解明の方向を見定めることが、この小稿の目的とするところである。

二

栗原百寿氏も「農業問題入門」のなかでのべていられるように、上記スターリンの命題は、一般的には生産手段の所有形態が生産關係の基礎であるという史的唯物論の原理を適用したものであり、また特殊的には、現代資本主義の基礎的経済法則は、価値法則ないし剰余価値の法則ではなくて、最大限利潤の法則であるというのと同様の意味において、封建制の本質、その真ずいを規定したものと考えられる。従つてここから当然、封建制の基礎が経済外的強制ではなくて封建的土地所有であるということが、封建制にとって経済外的強制はいつでもよいもので、「スターリンがここで封建的土地所有というのは、明かに経済外的強制ということを離れたもつと基本的なもの」〔最大限利潤の理論的展開（シンポジウム）「経済評論」昭和二八年四月号〕であるというように、経済外的強制を離れた封建的土地所有というものを主張しているのではないのである。

このような経済外的強制の正しい評価に対する誤りは、封建的土地所有の正しい把握なくして、スターリンの命題を表面的に読みとる場合、生れてくるのは当然のことといわなければならない。たとえばソ同盟「哲学小辞典」に引用されている封建制度の一般的规定においては、封建社会は、現物経済の支配、「経済外的強制」、そして大地所有階級がいろいろの形態の封建地代として剰余生産物を手に入れることを、基礎としているとのべられ、あたかも経済外的強制が封建制度を規定する構成要素として、一個独立の位置をあたえられているごとくである。このような前提に立つ場合、たとえば「地代が封建地代なりや否やを決定する基準」は同時に、「地代がいわゆる『経済外的強制』によって実現されているかそれとも経済的な諸関係によって実現されているか」の基準とならなければならないとの大内力氏の論理（大内力氏「日本農業の論理」一五一ページ参照）も当然成り立つわけである。このような問題のため方は封建的土地所有に対する理解の一般的な低さから出て来たものであって、この点かなりの程度まで明確化されて来た現段階にあつては、このような誤りは当然消滅するであろう。

しかしながら経済外的強制に対する理解の不足は一層根強いものが見られ、その混乱はより幅の広いものである。長文にわたるきらいはあるが、ソ同盟大百科辞典に収録された「経済外的強制」の項を摘記して見るならば次の通りである。

「経済外的強制とは、階級対立の社会において直接暴圧を加えることによって、労働を強制することである。経済外的強制は、労働の経済的強制と違って、直接的な支配及服従の関係、勤労者の搾取者に対する人格的な隷属関係に基いている。

経済外的強制は奴隸社会及び封建社会には、特徴的である。『奴隸制度の下における生産関係の基礎は、奴隸所有者が生産手段と生産従事者即ち奴隸を所有するというところにある。奴隸所有者はこの奴隸を家畜に対するように売買しあるいは殺すことも出来る。

……(ここでは勤勞しない奴隷所有者によって搾取されている奴隷の強制労働が行われているのである) (イ・スターリン「レーニン主義の諸問題」)

封建社会においては人格的隷属の形態がかわり、従って又経済外的強制も変るのである。封建的農民は自分が経営する配賦地をもち、自分の生産用具をもっている。領主は奴隷所有者とちがって、生産従事者即ち農奴をもちや不完全にしか所有していなかった。領主は農奴を売買することは出来たが、殺すことはできなかったのである。封建制の下における経済外的強制は『土地を配賦された農民は領主に對して人格的に隷属していなければならない』といひだすのである。『何故かというと、土地を保有する農民は強制しないでは賦役労働へおもむかないからである。経済組織はここでは経済外的強制、農奴制、法律的隷属、不完全権利等々をつくり出している』(レーニン全集、第十五卷六六ページ)

資本主義制度は生産に従事する労働者の人格的な自由を前提するが、同時に労働者の一切の生産手段がはく奪された。その結果プロレタリアは餓死しないために自分の労働力をうりわたり搾取という重荷を荷わなければならなかった。資本主義にとっては労働の経済的強制が特徴的である。それと同時に資本主義は種々の形態を広く利用する。経済外的強制は資本主義的生産方法の黎明期に發生したブルジョアジーによって用いられた。資本主義の一層の發展はまた、直接あるいは多かれ少なかれ偽装された経済外的強制を存続させた。イギリス、フランス、オランダ、ポルトガル、イスパニアの植民地には一九世紀の後半にいたるまで、農園奴隷と奴隷貿易の法規があった。アメリカ合衆国では南北戦争(一八六一―一八六五年)後、黒人奴隷は廃止されたが、現実には偽装された形で今日まで残っている。アメリカ合衆国の黒人一四〇〇万はアメリカ資本の権利なき奴隷である。

帝國主義即ち資本主義的独占の全能の時代には支配關係およびそれと結びついた暴力が典型的であるが、経済外的強制は経済的強制と絡み合つて、恐ろしい規模に達している。事実上の奴隷制、カバレー労働への徵集、一定の場所及び企業に植民地労働者を強制的に固着させるという形をとつてあらわれる特殊な旅券制度等々が盛んに行われている植民地および従属國家においては、経

済外的強制は一層公然たるしかも残忍な形態で存在する。

国家独占資本は直接暴力手段に訴えながら国家機関を使って強制的にカバールの労働条件を定め、ストライキを禁止し、企業における苦汗制度を確立する。アメリカ合衆国南部の黒人は最高の奴隷所有者に対して半奴隷的に隷屬して居り、こうして最高の奴隷所有者はほとんどただの労働力を確保している。ドイツ、フランスなどもは、ドイツ及び占領諸国において奴隷的農奴的制度を確立し、ヒトラー主義者によって、ファシスト的強制労働のために占領諸国からドイツにおわれた数百万の人間を残忍な経済外的強制か苛責のないテロルによって労働を強制した。日本では資本主義的企業への人身売買制度が公然と存在している。西歐資本主義諸国では、特に所謂配置転換その他の分野で経済外的強制が広く発達した。経済的強制と経済外的強制の結びつきは資本主義における勤労者の状態をたえがたくしている。

経済外的強制度は、搾取制度のさげがたい道づれである。ただ社会主義的生産方法の確立のみが、人間による人間の搾取の任意の形態及び経済的強制、経済外的強制等あらゆる強制を終局的に廢絶するものである」(以上における傍点は引用者)

以上の引用文中に見られる経済外的強制の理解が、はなはだしく広義のものであり、「資本論」でのべられている経済外的強制の意味する内容とおよそ縁遠いものであることはここであらためてとりあげるまでもないが、第一に奴隷制生産方法に見られる経済外的強制は直接生産者を完全に所有する特異な所有形態から、当然基本的に生産関係の基礎そのものの中に含まれて存在するものであり、特に経済外的強制という特殊な概念内容をもつ言葉を必要とする根拠はないものと見なければならぬ。直接生産者を殺すこともできるといふ所有形態がそのまま経済外的強制の規定を不要のものとしていたのである。経済外的強制なる概念を持ちこむことそれ自身が無用の混乱を招くわけである。第二に資本主義的生産方法の黎明期にブルジョアジーによってもちいられた経済外的強制というのは、封建社会の農奴を搾取するために用いられた手段としての厳密な意味における経済外的強制ではなく、直接生

産者を土地に緊縛するためではなくて、反対に直接生産者を土地から追いたてるためのものであって、むしろ強力（Gewalt）の名に値するものである。第三に資本主義社会が経済外的強制を経済的強制との絡みあいによってその搾取を一層大ならしめることは、資本主義前の生産方法が残存するかぎりにおいて、認められるとしても、うえて取りあげられている経済外的強制は余りにも広義のものであり、余りにも多義的に用いられ、封建的土地所有とのつながりを無視した経済外的強制の乱用のそしりはまぬがれがたい。資本主義社会において経済外的強制が厳密な意味で問題となるのは、少くとも、封建制より資本制への過渡期における地代範疇の正しい解明、即ち分割地農民、分益小作、地主経営、プランテーション経営等の明確な理解のうえて問題とされなければならぬのである。

三

上述したように、経済外的強制の乱用、その過大評価ないし過小評価の生れて来た所以は、封建的土地所有そのものの理解の不十分さから来ている。福富氏も上記論文のなかで述べられているように「封建的土地所有の独自の内容の正しい理解なしに、そして経済外的強制をこの独自の内容と連関させずに、『封建制度の基礎であったのは経済外的強制ではなく、封建的土地所有である』と何度繰返しても意味をなさない。」（『封建的所有と経済外的強制をめぐる理論的諸問題』「経済論叢」昭和三〇年八月号、四八ページ）

マルクスは、封建的土地所有をまず一般的に土地所有の独占として規定することから出発している。「地代の独自の形態のいかんをとわず、すべての地代類型に共通するのは、地代の取得は土地所有が自らを実現する経済的形態だということ、および地代の方は土地所有、すなわち地球の一部分にたいする一定個人の所有を、前提すると

いうことである」(「資本論」青木文庫版(8)八九二ページ)そしてその後「直接生産者の人格にたいする一定個人の所有権」(同上、八九二ページ)としての封建的土地所有の内容を、社会的生産過程の發展段階と関連させて特徴づけようとしている。封建的土地所有の發展は、その実現形態としての地代のさまざまな形態とかたくむすびついている。「直接生産者から不払の剰余労働がくみだされる独自の経済的形態が、支配と隷属の関係を規定する」(同上、(8)一一二五ページ)しかしてこの関係こそが所有関係として規定されているのである。直接生産者の非自由といつても「それは賦役をとまなう農奴制度から、たんなる貢納の義務にまで」ゆるめられることができる。(同上(8)一一三ページ参照)又レーニンは「農奴的地位からはじまって、農民の身分上の不完全な権利にいたるまで」とのべている。(「ロシアにおける資本主義の發展」全集第三卷一八二ページ)かくて支配と隷属の關係は「程度の差はあれ、人身的な非自由と、土地の附屬物としての土地へのしぼりつけ」を意味し、「ことばの眞の意味での農奴的隷屬」に外ならず、しかもそれは「生産そのものから直接的に」ててくるのである。(同上(8)一一四ページ)

要するに「私的な封建的土地所有の發展は、財貨の直接生産者が封建領主によって隷屬状態におかれることと結びついている。ここに、封建制度の、つまり土地にしぼりつけられた直接生産者を土地所有者が搾取することにもとづいている生産關係の体系の基礎としての封建的土地所有の意義がある」。(「封建社会の基本法則」一四一ページ)ところで農民を領主に結びつけたのは、典型的には、「土地の一部分を占有して耕作する隷屬した直接生産者と、土地所有者とのあいだの伝統的な慣習法的關係」である。(「資本論」青木文庫版(8)一一二五ページ)封建制度のもとは生産の性格が大土地所有と小農經營とをむすびつけることを必要としていたのと同時に、「土地は農民のものではなく領主のものであり、農民は土地にしばりつけられ、領主の(不完全な)所有物であったから、自分の労働さえ思

いそのままにすることができなかった。このようにして、搾取者の大所有、すなわち封建的所有は、小規模生産と、生産過程の個人的性格と対立する。生産過程の個人的性格は、封建的所有と敵対的に矛盾するようになる。これこそ、封建制生産方法の基本的矛盾であり、社会の対立、すなわち領主と農奴とのあいだの対立になってもあらわれ「。」「封建社会の基本法則」一五〇ページ)

最後に「マルクスは農業における生産の社会的形態、すなわち、まさに資本主義生産一般（取得の私的性格のもとでの生産の社会的形態）に照応する形態に、ブルジョアの所有は照応している、ということをはっきりと指摘し、まさにこのように指摘することによって、封建制度（直接生産者の個人的経営）のもとではこのようなものは存在しない、と主張しているのである」（「封建社会の基本法則」二四ページ）とスカスキンが特に強調しているように、土地所有の両形態、すなわちブルジョアの所有と封建的所有の相異を明確に理解することが何より重要である。

四

以上において封建的土地所有の一般的規定としての土地独占、並に特殊的规定としてのその独自の内容について簡単にふれたのであるが、ここでは封建的土地所有に関するこのような理解を前提として、経済外的強制の究明に入ることにする。

「封建社会の基本的経済法則」に関する諸論文並に討論にあらわれた経済外的強制に対する見解として三つの相異なるものがあげられる。第一はスカスキンにより代表される見解であり、経済外的強制は「封建的所有を実現するための形態、すなわち封建地代を手に入れるためになくはならない形態」である。スカスキンは又経済外的強

制を封建的土地所有の屬性として規定している。しかも封建的土地所有はブルジョアの土地所有の如く純粹に經濟的形態をとるものではないという見方から、經濟外的強制は上部構造的現象としてあらわれることを當然予想し、領主の裁判權と行政權とは封建制度のもとの土地所有の屬性として經濟外的強制の手段とみなしている。この立場に立つもの、或はそれに近いものが上記の論争における主流をしめている。チェレーブニンも大体スカスキンを同じ見解をとっている。

第二はボルシネフの見解であり、スカスキンのそれと真正面に対立する。ボルシネフは經濟外的強制をもつばら、生産關係を構成する一環としてとらえ、經濟外的強制は封建社会の生産關係の体系の構成要素であつて、けつして上部構造的制度ではありえないとする。ボルシネフは經濟外的強制には自由をもたない人間としての農民の人格にたいする私的所有權のなない手としての領主が實現する、直接生産者にたいする労働の強制しかいれてはいけなと考へている。従つて当然、「一般に支配階級が實現する匠家的強制や宗教的強制などもふくめたあらゆる強制をも經濟外的強制にいれ、經濟外的強制という概念にあまりにも広い解釈をあたえているスカスキンは賛成してゐない」(同上、一二三ページ)のである。

第三はミンツのそれであり、スカスキンと一応共通の見方にたちつつも、一層嚴密であり、ミンツの意見では「封建的關係の基礎にはいるものは封建的土地所有だけである」(「封建社会の基本法則」一二三ページ)というのである。従つてミンツは封建社会の生産關係の領域に經濟外的強制をいれるボルシネフはまちがっているとかがえてゐる。しかしながら彼がどのような点においてボルシネフに反対しているのか、即ち經濟外的強制をただ上部構造的現象としてとらえているものか、あるいはスカスキンと同様封建的土地所有の屬性としてこれを規定しているのかは明

かではない。要するにミンツの特色は、封建的關係の基礎にはいるものは封建的土地所有だけであるといひ切つてゐる点に見られる。

以上三つの見解のうち、ポルシネフ、ミンツのそれは割切つた明確さをもつてゐるので説明の要はないが、スカスキンの見解はかなり複雑な内容をもつてゐるので、少し詳細にのべておくこととする。

スカスキンはモスクワ大学史学部における學術討論會において報告を行い、これに対する各教授の討論の結びとして彼自身のべてゐるところを、ギェルジヤンの要約によつて示すならば、「結語のなかに、エス・デ・スカスキンは、なによりもまず、彼の報告の目的は、イ・ヴェ・スターリンの指摘にもとづいて、經濟外的強制的役割を過大に評価することがあやまりであることを具体的にしめすことであつた、と力説した。直接生産者は、ただ經濟外的強制によつて、自分の労働生産物をどうしても引きわたさなければならなくされてゐた、という一部の歴史家のまぢがつかんがえは批判されなければならない。じつさいには、封建地代の基礎には、基本的生産手段としての土地にたいする封建領主の所有という經濟的事実がよこたわつてゐる。經濟外的強制は、封建領主が農民の剰余労働を手にいれるという、封建制度だけに特徴的な形態である」。(同六、九一—〇ページ)このように經濟外的強制を過大評価しないよう極力いましてゐるスカスキンは、どのようにしてポルシネフのような極限された見解をとらなかつたかは、スカスキンの報告「封建的所有と經濟外的強制にかんするマルクス・レーニン主義の古典」のなかのにのべられてゐる。「じつさい、もし所有關係が支配と隷屬の關係としてあらわれないわけにはいかなないとすれば、公法的秩序の機能が、私法的秩序の機能からまだ分化してゐない封建制度の初期には、封建的所有そのものは公法的意味での國家という表象と密接にむすびつてゐるということがわかる。つまりマルクスが表現してゐるようい

いろいろの政治的及び社会的なかざりや混合物をもっている。ところで、封建的所有そのものは、ブルジョア的所有にかわるさいに、これらのかざりや混合物から解きはなされて、『……その純粹に經濟的な形態をとる』「封建的所有は、この意味で封建領土の所有、すなわち、支配階級の代表者の所有であり、また完全な意味で、すなわちそのあらゆる屬性が支配階級の代表者だけに所屬し、他のだれにも所屬しない。マルクスはこういつている。『産業における最高の命令権が資本の屬性となるのは、ちようど、封建時代には軍事や裁判における最高の命令権が土地所有の屬性であつたとおなじである』（『資本論』青木文庫版(3)五五七ページ）（『封建社会の基本法則』二七ページ）「領土の裁判権と行政権とは、封建制度のもとでの土地所有の屬性として、部分的にはブルジョア革命にいたるまでたもたれつつあるが、それは一方では、經濟外的強制の手段であり、他方では、封建地代の一部分としてそのなかにふくまれていろいろの収入のみなもとである」。(同上、二八ページ) 以上の引用によりスカスキンは經濟外的強制の過大評価をいましめつつも、その本質においては「經濟的に自立している小經營者から封建的土地所有者が封建地代を手に入れる手段としての」經濟外的強制が、どのようにして上部構造と論理的につながるものであるかを、示しているものといふことができよう。

五

これらの点について、わが国学者の諸見解を検討することを通じて、今少し詳細に究明して見たい。たとえば栗原百寿氏は「農業問題入門」のなかで經濟外的強制をとりあげ、次のようにのべている。「經濟外的強制はそれ自身下部構造現象であるとともに、また上部構造現象でもあるといわなければならない。このことは、

封建的土地所有そのものが、……近代的な單一所有ではなくて、封建貴族たちのヒェラルヒー的な共同組織に立脚してヒェラルヒー的に編成された共同所有であり、武装した封建貴族——領主——たちの被支配農奴階級にたいする階級的連合を主体とするところの権力的所有である、という事情に、対応するものに外ならないのである。実に、經濟外的強制が上部構造にまでつらなるのは、基礎的な封建的土地所有そのものがこのように封建的支配階級の權力所有として、上部構造と不可分に結びついていることに、もとづくものであったのである。それゆえ、たとえばイ・イ・ミンツのいうように、封建的土地所有は下部構造現象で經濟外的強制は上部構造現象であるのでもなく、またベ・エン・ポルシネフのように、經濟外的強制はけっして上部構造的制度ではないと一義的に限定すべきものでないのである」。(農業問題入門「七三—七四ページ」)ここにみられる文面あるいはそれにいたる叙述から見ても、大體においてスカスキンの近い立場にたつて居られることがわかるのであるが、封建的土地所有の独自の内容についての叙述が簡単にすぎ不分明であるところから検討の必要がある。問題はスカスキンのいうところの「封建的土地所有の屬性」という場合の「屬性」なる言葉のあらわす概念内容にかかつて来ることを考えられる。これはあきらかに生産關係の基礎としての土地所有そのものを意味するものではなく、それは、直接に生産そのものから發生し、しかも生産にたいして規定的に反作用するところの、その反作用として、とらえられねばならぬのではないかと考えられる。このような論理にもとづいて、スカスキンのように、領主の裁判権、行政権等の土地所有の屬性が、上部構造の土台に奉仕する役割として、經濟外的強制の一つの手段という形でとらえることが出来るのではないか。支配と隸屬との關係を規定する生産關係の基礎となるものは、ミンツのいうように封建的土地所有それ自体であり、その独自の内容こそが解明されねばならぬこととなる。(福富氏上記論文参照)

經濟外的強制に關してより深い理解のうかがわれるのは、小池基之氏の「『經濟學教科書』における經濟外的強制その他について」であらう。

小池氏は、經濟外的強制を基本的には次の如く規定されている。即ち、「經濟外的強制は、封建的土地所有が自らを實現するための機能、すなわち、封建地代を取得するための不可欠の形態であつて、逆に、經濟外的強制が土地所有をして「封建的」たらしめるものではない。——所有の諸形態がそこにそれぞれの從屬の形態を、したがつて、直接的な収取關係の形態を、規定するのである。」（『經濟評論』昭和三四年九月号三九ページ）したがつて、當然封建社会における農業生産關係の基礎としての所有形態が問題とされ、「生産用具と自己の労働力を所有する直接生産者にたいし、他人によつて所有される労働条件としての土地のみが対立するような所有形態」（同上三九ページ）として規定され、このような社会においては、經濟外的強制は「直接的生産者たる農民から、剰余労働を収取する不可欠の形態であり、そのための土地所有にもとづく権力の發現である」と理解されている。そしてこのように理解された場合、經濟外的強制發現の形態はいろいろでありうるが、「その本質はそれが『下部構造現象であるか上部構造現象であるかという問題』とはなんのかわりもない」とのべられている。このように美事にまとめられている小池氏の所論は、現在にいたるわが国における經濟外的強制にたいする把握のうあ、おそらくもつともすぐれたものと思われるが、しいていえば、生産關係の基礎としての所有形態がどのようにして、「土地所有にもとづく権力の發現」とむすびつくか、直接に生産するものから發生し、しかも生産にたいして規定的に反作用するところのメカニズムが十分にとらえられていないとの難点は残されている。

従つて栗原氏の如く、「經濟外的強制はそれ自身下部構造現象であるとともに、また上部構造現象であるといわ

なければならぬ」という把握に対し、小池氏の「下部構造現象であるか、上部構造現象であるかという問題とはなにかかわりもない」という把握の方がより一層経済的強制の本質をついているといわなければならないが、スカスキンの如く、封建的土地所有の属性として経済的強制を捉え、その属性のもつ概念内容をよりの確に規定することが一層適切といえないであらうか。本質としては下部構造現象であるか、上部構造現象であるかという問題となんのかかわりもないといえる経済的強制が、種々の発現の形態をとってあらわれる場合、封建社会の発展の各段階における所有形態の変化に応じて、或は下部構造的現象となって発現し、或は上部構造的現象となって発現する側面も当然われわれの研究から除かれてはならないと考えられる。

このような解明への接近はチェレーブニンによって、「ロシアにおける封建的所有の基本的発展段階」(「封建社会の基本法則」所収、三三三—三六八ページ参照)のなかで、多くの批判の余地を残しながらもこころみられている。この点については拙稿「『封建社会の基本的経済法則』覚え書」において粗略したところであり批判の詳細は稿を改めて行いたい。

なお徳増栄太郎氏が昭和二九年、昭和三〇年に、他にさきかけて学界に発表された二つの論稿については、その先駆者としての功績に敬意を表すると共に、既に小池氏、福富氏によって各々異った立場から指摘されたところの、スターリンの「弁証法的唯物論と史的唯物論」に見られる「封建制度のもとでは、生産関係の基礎は生産手段にたいする封建領土の所有と、生産従事者すなわち農奴にたいする封建領土の不完全な所有である」(国民文庫版一二九ページ)なる規定における「不完全な所有」と経済的強制との関係に関する徳増氏の理解に若干の検討を加えておきたい。徳増氏はその論文「封建制度と経済的強制」(「エコノミア」昭和二九年五月)において、上記の規定を

いわゆるスターリン論文のそれと比較して、スターリンの歴史科学的把握が著しく的確になったものとして次の如くべられる。即ち「これは自己批判による成長と評してよいのではないか、何となれば『生産従事者——農奴にたいする不完全所有』を生産関係の基礎から排除して、これを上部構造にしたからである」と。その理由とするところは次の如くである。「領主の土地所有と、直接生産者への不完全所有という二元的解釈には、さらに生産関係が生産力に対して固定的関係にあるような誤謬をひきおこしやすい。生産従事者すなわち農奴とする見解も正確ではないし、農民にたいする不完全所有は、農民にたいする直接人格的強制をおもわせるものを含んでいる。農民にたいする不完全所有は決して不変の内容をもつものではなくて、封建経済機構の内部の変化に伴って——收取方法の変化、收取の度合の変化など——強化されてくるのであって、それだからこそ、封建的生産関係が、これを反映する上部構造とともに、直接生産者の生産力の推進力からブレーキに変ずるのだ。この生産力と生産関係の弁証法的関係の把握は、やがて、新しい封建制度の史的唯物論的解釈となつて出て来たのであって、一見したところでは、封建制度の基礎としての地位から、領主の農奴に対する不完全所有を省いたのは、下部構造と上部構造との峻別の結果にすぎないと思われるが、実はそればかりではなく、生産力と生産関係との弁証法的把握の深遠な科学的基礎の理解が含まれていることを知るのである」(同上、三十四ページ)

徳増氏はこの歴史的变化がかったの「弁証法的唯物論と史的唯物論」から「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」に直接つながるものではなくて、その中間に一つの学問的發展段階をさしはさんでいて、その中介者としての「マルクス主義と言語学の諸問題について」をあげられ、分析をすすめられる、曰く「『上部構造が土台——土台とは社会發展の一定の段階における、社会の経済体制である——』によってつくられるのは、それが、土台に仕

えるため、それが土台の形成され、強化するのに能動的に、助力するため——である」として、上部構造の下部構造への役割を強調して、素朴な經濟史觀の誤謬を正している。それは封建的生產關係が、それ以前の生產關係より進歩的であつて、生産力の上昇に適應する經濟体制であることを認め——經濟的合法則性のゆえに、——それを反映する上部構造は、その生産關係を能動的に強化するに役立つ。すなわち、封建的經濟体制は、これによつて、いっそう強化され、生産力の上昇に対して、推進力となりうるのである。だから經濟外的強制——政治法律の諸制度、法觀念ははじめから、生産力上昇のブレーキとなるような生産關係を反映し、これに率任するのではない。……

「上部構造が生産力の發展水準における変化を反映するのは、ただちにはなく、そして直接にはなくて、土台における変化のちであり、生産における変化が土台における変化として屈曲するのを通じてである」と。

上述せる如く、徳増氏は、第一の所有のみを封建的所有とみなし、第二の不完全所有を經濟外的強制と等置し、經濟外的強制を上部構造と見る理解のうえに立つて、經濟外的強制は上部構造ではあるが、この上部構造が一度構築されると、下部構造に多大の影響を及ぼすことを論証されたのである。かくて徳増氏は「弁証法的唯物論と史的唯物論」のなかでスターリンがあたえた封建的所有に関する規定を二元的解釈として「生産従事者にたいする封建領主の不完全な所有」を重要ではあるが、上部構造として封建制度の基礎からとりのぞいている。しかしながら封建的土地所有は土地独占であるのみならず、同時に直接的生産者の人格にたいする封建領主の独自の形態をそのうちに内包しているものと理解すべきであり、經濟外的強制は、このような封建的土地所有のものからとらえるべきであつて、「不完全な所有」、即ち直接的生産者が經濟的に獨立している事実、のみからとらえられてはならないと考えられる。

又スターリンが「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」から第二の「不完全な所有」をのぞいたのは、「不完全な所有」―経済外的強制、経済外的強制―上部構造という論理によってではなくて、封建的土地所有自体のより完全な理解の上になつて、封建社会の基礎としての土地所有関係、土地所有者の土地と、直接生産者の所有する生産用具、労働との分離を基本的な対立関係としてもつ所有関係に当然ふくまれる第二の所有を特にかかげる必要を認めなくなつたためではないかと推察されるのである。更に福富氏も指摘されているように、直接生産者にたいする封建領主の不完全な所有を経済外的強制として理解したという根拠は、どこにも存在しないのである。

もしかりに、「不完全な所有」―経済外的強制、そしてこの経済外的強制を上部構造として規定したとすれば、封建的土地所有の理解がゆがめられ、封建社会における所有関係が、直接的な支配及び隸属関係としてあらわれ、直接生産者が非自由者としてあらわれざるを得ぬということが、真実の意味において把握されがたいのではないかと考えられる。

ソ同盟「経済学教科書」増補改訂版が初版の封建制度の基本的経済法則の規定「封建領主が、土地所有と、生産に従事している農奴にたいする不完全な所有をもとにして、隸属農民を搾取することによつて、寄生的な消費のために剰余生産物を自分のものにする」とを若干訂正しながらも、依然として、「それは、つぎのようなものである、領主が土地を所有し、生産ではたらく農奴を不完全に所有することをもとにして、隸属農民を搾取することによつて、領主の欲望をみたすために剰余生産物を生産すること」と規定し、又「歴史の諸問題」における封建論争の総括が、同じ基本的経済法則を規定して、「経済外的強制の適用をともなつた封建的土地所有をもとにして、農民を搾取することによつて、封建地代というかたちで剰余生産物を確保すること」(「封建社会の基本法則」二三一―

一ジ)とのべているが、両者重点のおきかたをかえつつも、封建社会のもとの所有関係が、直接的な支配及び隷属関係のもとにあらわれることを指摘し、言葉の上で表現している点においては一致している。

六

以上述べて来たところから、現在わたくしの経済的強制についての理解を、ケ条書的に整理して、今後の研究を前進させるためのよりどころとしたい。

(一)経済外的強制は、ただたんに経済外的強制に対する経済外的強制といった一般的な言葉の意味内容をもったものではなくて、封建的生産方法に特有な特殊歴史的な内容をもつものでなければならぬこと。したがって、「階級対立の社会において、直接暴圧をくわえることによって、労働を強制する」という広義のそれをさすものではなくて、「直接的なる支配及び服従の関係並に勤労者の搾取者にたいする人格的な隷属関係」を、基本的には前提として、特殊限定的には、封建的土地所有にたいする、経済的に自立的な小農民の生産関係を、直接の基盤としてもつものである。

(二)かような生産関係のもとにあつては、直接生産者は必然的に名目上の土地所有者に人格的に従属せざるを得ず、土地の附属物として土地に緊縛されざるを得ない。又このような諸条件のもとでは、名目的土地所有者のための剰余労働は、経済外的強制——それがどんな形態をとるかをとわず——によつてのみ、彼等から収奪される。すなわち経済外的強制は封建的生産関係の基礎の上で、剰余労働収取のための一の形態として役立てられるものである。経済外的強制的意義は、「経済外的強制は経済的に自立している小農民経営者から封建的土地所有者が封建地代を

手に入れるための不可欠の形態である」という点に帰着する。

(三)封建制度のもとでは、資本主義社会とちがって、土地が純粹に経済的な形態をとることなく、いくつかの「伝統的な附加物」「政治的および社会的なかざりや混合物」とむすびついている。この場合、経済外的強制は、封建的生産關係の体系のかくことを得ぬ屬性である。

(四)経済外的強制は直接に生産そのものから發生し、しかも生産にたいして規定的にはたらしかけるところの反作用としてとらえられる。たとえば土地所有に附着する領主の裁判権、行政權等は、上部構造が土台に奉仕する役割として、経済外的強制の一の手段としての形でとらえられる。

(五)経済外的強制はその本質としては、上部構造現象にも、下部構造現象にもかかわりなきものといわねばならぬが、それは種々の形態において発現するものである。したがって、その発現形態から見れば、封建社会の所有形態の変化に応じて、あるいは、下部構造的現象として、或は上部構造的現象としてわれわれの目にうつるものである。

以上わたくしは経済外的強制の本質にかかわる側面のみを主としてとりあげて来たのであるが、封建社会發展の各段階における所有形態の変化に應ずる経済外的強制の発現形態の諸様相、封建制より資本制への過渡期における経済外的強制、更に共同体的規制と経済外的強制との關係等残された問題は多い。これらについては稿を改めて検討することとする。